

令和4年7月14日

於

府中市リサイクルプラザ資源棟3階研修室

第3回

府中市廃棄物減量等推進審議会会議録

府中市生活環境部資源循環推進課

第3回府中市廃棄物減量等推進審議会会議録

- 開催日時 令和4年7月14日（木） 午前10時00分～午後0時1分
- 開催場所 府中市リサイクルプラザ資源棟3階研修室
- 出席委員 12名
宮脇健太郎会長、大向貴子委員、柴澤弘一委員、照井丈夫委員、甫足みのり委員、星野加恵子委員、横山龍男委員、井上博正委員、井上光男委員、筒井孝敏委員、松村竜二委員、山谷修作委員
- 欠席委員 1名
川辺万吉副会長
- 事務局他
新藤生活環境部長、楠本生活環境部副参事、大川資源循環推進課長、篠塚資源循環推進課長補佐、松本資源循環推進課3R推進係長、土橋資源循環推進課指導係長、鈴木資源循環推進課施設係長、杵渕資源循環推進課事務職員、清水資源循環推進課事務職員
パシフィックコンサルタント株式会社 米田氏、高橋氏
- 議事
 - 1 施設見学
 - 2 諮問事項について
 - (1) 素案について
 - (2) 廃棄物処理手数料に係る方向性について
 - 3 その他

午前10時00分開会

【開催あいさつ】

○会 長 時間になっておりますので開始させていただきます。まず初めに、審議会発言時の注意事項について、事務局から、改めてご説明をお願いいたします。

○事務局 皆様、おはようございます。本日の審議会におきましても前回と同様になりますが、発言をされる際にはまず挙手をいただきまして、会長または事務局からご指名がございましたら、こちらからマイクをお渡しいたしますので、その後、ご発言をいただきますようお願いいたします。なお、発言者が分かるよう、マイクをお渡しする際には、事務局から「〇〇委員です」などのご案内をさせていただきます。本会のスムーズな進行にご協力をよろしくをお願いいたします。以上です。

○会 長 それでは続きまして、本日の委員の出席状況について、事務局からご報告をお願いいたします。

○事務局 本日ですが、副会長より連絡が入っていない状況となっておりますが、現在12名ご出席をいただいております。委員過半数の出席がございますので、府中市廃棄物減量等推進審議会運営要綱第5第2項の規定により、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告させていただきます。よろしくをお願いいたします。

○会 長 ありがとうございます。それでは続きまして、傍聴希望について、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局 本日1名の方から傍聴の希望が出ておりますが、まだ傍聴希望の方がいらっしゃいませんので、こちらも到着次第、改めて事務局のほうからお話をさせていただきたいと思っております。以上です。

○会 長 ありがとうございます。1名ご希望ということですので、遅れて来られると思っておりますけれども、本日、施設見学等がございますので、途中でご参加いただく可能性もございますが傍聴希望を認めさせていただきたいと思っております。

それでは続いて、本日の配付資料について、事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 それでは本日の配付資料に関して説明させていただきます。

(事務局 配布資料確認)

○会 長 続きまして、次第の内容に入ります前に、前回の議事録の確認をしたいと思います。既に皆様には第2回の会議録を事前に送付させていただいております。事務局ではその後、修正等ございましたでしょうか。

○事務局 本日までに、委員の皆様から特段修正等のご連絡はございませんでした。

○会 長 分かりました。それでは、そのほか委員の皆様、前回の議事録の案につきまして何かお気づきの点等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは今回、議事録の内容を確定することとしたいと思います。今後、発言者氏名等が記載されておりますけれども、これは市により削除した後に、市の市政情報公開室、市のホームページで公開していくこととなりますので、よろしく願いいたします。

【施設見学】

○会 長 それではこれ以降は、お配りしています次第に沿って進めさせていただきます。まず今日の内容としては、一番上に「施設見学」がありますので、このリサイクルプラザの内部について見学をさせていただきたいと思います。

事務局よりご案内をよろしく願いいたします。

○事務局 皆さん、おはようございます。本日の施設案内につきまして、ご説明をさせていただきます。

(リサイクルプラザ施設見学)

○会 長 それでは、施設見学が終了いたしました。いろいろ今後の参考にさせていただければと思います。改めまして、次第に沿って進行をさせていただきます。

【諮問事項について】

○会 長 本日、次第の2番「諮問事項について」でございます。前回に引き続いて府中市の一般廃棄物基本計画の「素案について」を確認していただくのと、それから「廃棄物処理手数料に係る方向性について」ということで、事務局より、資料の1番、それから2番について説明いただきます。

まず、1の素案についてですけれども、前回第2回審議会で、第1章から第3章の途中まで説明を行って、皆様方からご意見をいただいております。事務局からはその後の部分について、今日ご説明いただくことになっておりますので、よろしく願いいたします。

【素案について】

○事務局 それでは、次第2「諮問事項について」(1)の「素案について」ご説明をいたします。着座にて失礼いたします。

恐れ入りますが、お手元の資料1をご覧ください。前回5月の審議会では、この素案の第3章「ごみ処理基本計画」の1「基本的な枠組み」までを議題とさせていただきます。

した。今回は、3章の途中から第4章「生活排水処理基本計画」までの内容を議題にさせていただきます。

なお、本日の資料1は3章、4章を抜粋したものになりますので、本計画のページ番号は、本日の資料番号とページ番号が異なっておりますのでご承知おきください。

また、この素案ですが、今現在、まだ作成中の部分がございます。例えば3ページをお開きください。3. 2「ごみ処理基本計画の目標値」というところで目標値を提示するところですが、現在、実績値が入っておりません。

今後、実績値が確定次第、審議会等の内容も受けまして完成に近づけていくことになりますので、ご承知おきください。

それでは1ページと2ページが前回までご説明をさせていただいた部分となりますので、4ページの図3-2からをご覧ください。

4ページですけれども、こちらに本計画の施策体系がございます。前回ご説明させていただきましたとおり、本計画では「市民・事業者・行政の協働による環境負荷の少ない“循環型都市『府中』”」、これを基本理念として設定した上で、実現に向けた基本方針として3つの項目を示しております。この3つの項目の下に、27の施策がぶら下がっているという構図の一覧表になっております。委員の皆様におかれましては、これらの施策について後ほどご意見をいただけましたら幸いです。

それでは、内容に入っております。素案の5ページをお開きください。「“もったいない”の心で、発生抑制と再使用の推進」でございますが、最初に、「(1) 生ごみの発生抑制の推進」という施策がございます。

内容としては、生ごみ重量を減らすための水切りの推進、生ごみ処理機・生ごみ堆肥化容器等の補助制度の継続と利用拡大について記載しております。生ごみ処理については、ごみ減量の課題となっておりますので、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に「(2) 食品ロスの削減の推進」でございますが、内容といたしましては、居酒屋の食べ残しを減らすという「30・10(さんまる・いちまる)運動」や「食べきり協力店制度」による小盛り販売、持ち帰りへの対応、「フードドライブ」・「フードバンク」活動について挙げております。

フードドライブ事業の定期的な実施、賞味期限が近いものを積極的に購入し消費する「手前どりポップ」の作成を検討するなど、今後も重点的に取り組むたいと考えております。

なお、令和2年3月に「食品ロス削減推進法基本方針」が政府により閣議決定され、

その中で市町村は「食品ロス削減推進計画」の策定を求められております。本市では、本計画に内包する形での策定を検討しており、次回以降の審議会で内容をお示ししたいと考えております。

次に「（３）容器包装材等の発生抑制の推進」でございますが、マイ箸やマイボトル等の使用、ばら売り・量り売りを推進することを通じて、ごみの発生抑制を促していきたいと考えております。

続きまして６ページをご覧ください。「（４）PR・広報の充実」でございますが、ごみ情報紙「府中のごみ」やホームページなどの既存の情報媒体でのPR・広報の充実だけでなく、幅広い情報媒体の活用、マイバック持参運動に変わるキャンペーン等を積極的に検討していきたいと考えております。

続きまして、「（５）将来世代への環境教育の実施」でございますが、学校での出張説明会やマイバックコンクール、ごみ減量対策・3R推進標語コンクールなどの各種コンクールの継続、府中市リサイクルプラザの見学受入れの継続など、環境教育や環境学習について記載をしております。

令和９年度に稼働予定の新しいリサイクルプラザにおきまして、啓発スペースを新たに設置するなど、目で見て学ぶ機会を充実させることに加え、既存の取組である出前講座等の利用を呼びかけ、地域まつりでの啓発も引き続き実施してまいりたいと考えております。

次に「（６）地域ごみ対策推進事業の推進」でございますが、引き続き地域ごみ対策推進委員を各地域の3R推進のリーダーとして位置づけ、ごみ減量などの活動を推進し、推進員に対する研修とその研修内容を地域に広めてもらう流れの構築を目指していきたいと考えております。

次の「（７）民間事業者と連携したリユースの推進」でございますが、こちらは、令和３年度に株式会社ジモティとリユース活動の促進に向けた連携・協力に関する協定を締結し、粗大ごみ等のリユースについて推進しているところでございます。

今後は、その他の民間事業者とも連携し、利用可能な品の交換・販売活動の支援等について検討してまいります。

次に「（８）事業系ごみの排出指導の徹底」でございます。延床面積１，０００平方メートル以上の事業用大規模建築物に対しては、再生利用に関する計画書の提出と廃棄物管理責任者の選任を義務づけております。引き続き立入調査などを活用し、ごみ減量を促すとともに、効果的な指導等を行うため、調査対象の選定・調査方法などを検討してまいります。

また、収集や焼却施設への自己搬入を行う事業者に対しましては、引き続き焼却施設であるクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、市指導員による排出指導を行います。

少量排出の事業者に対しましては、少量排出事業者登録制度を活用した実態の把握、ごみ減量を促すとともに、現在、Mサイズ、Lサイズのみサイズとなっておりますが、Sサイズの事業ごみ用指定収集袋の導入を検討してまいりたいと考えております。

続きまして7ページに入っておりますが、「(9) 市民・事業者の取組推進のための新たな制度の検討」でございます。こちらはさらなるごみ減量・資源化の推進に向け、必要に応じて動機づけも含めた新たな制度について検討してまいります。

また、良好な分別がなされている集合住宅や、積極的にごみ減量に取り組む有料事業者への表彰制度等により事業者の取組を喚起するとともに市民の関心を高めることを目指してまいります。

次に、「(10) 国や関係機関に対する要望」でございますが、拡大生産者責任の考えに基づき、他の自治体や各種団体等と連携し、ごみ発生抑制の取組や自主的な回収を促すため都や国へ要請を行ってまいります。

続きまして、2つ目の基本方針に入りまして「“ごみ”から“資源”へ、さらなる資源循環への取組み」というところでございますが、最初に、「(1) 分別排出ルールの徹底」という施策がございます。各種広報媒体を活用して、分別排出ルールを分かりやすく周知し、正しいごみの排出についての働きかけを継続してまいります。

特に市民アンケートでも分別に関してのご意見が多かった容器包装プラスチックや燃やさないごみにつきましては、該当する分別区分やどの程度洗って出せばよいかなど、細かな基準について分かりやすい解説の周知に努め、分別徹底・適正排出を促してまいります。

また転入者につきましても、管理者・家主と十分な連携を図り、住民への正しいごみの排出を働きかけ、廃棄物管理者の選任規定がない10世帯以下の集合住宅につきましても、地域ごみ対策推進委員など地域住民等と連携し、市指導員による指導を強化してまいります。ルール違反のごみにつきましては、引き続き違反シールによる取り残しを行うことで、改善と排出者の意識改革を促してまいりたいと考えております。

次に8ページをご覧ください。「(2) 集団回収の拡充」でございますが、市民アンケートでも集団回収について「いつ、どこに、どのように出すのか分からない」という回答が多く寄せられており、利点や排出場所などを市民に周知するとともに、より多くの市民が集団回収を利用するための動機づくりや施策を検討し、他部署とも連携を図り

ながら持続可能な制度としての確立を目指していきたいと考えております。

次に「（３）店頭回収・販売店回収の利用促進」でございますが、店頭回収を実施している販売事業者の情報について、より多くの市民に向けて、回収店舗や品目等を周知し、新聞紙等についても販売店による回収利用を促進してまいります。

次に、「（４）宅配回収や処理機等貸出制度の利用促進」でございますが、小型家電につきましては、リネットジャパンリサイクル株式会社と宅配便を活用した使用済小型家電回収に関する連携協定を締結しており、今後も利用者の拡大に向けて周知を継続してまいります。剪定枝につきましては、剪定枝破碎機の貸出事業を継続して実施してまいります。

続きまして、「（５）製品プラスチック等の新たな品目の資源化の検討」でございますが、令和４年４月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行されました。この法律では、容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物についても、再商品化や国の施策に準じたプラスチックに係る資源循環の促進など必要な措置を講じるよう求められております。

そうした中で、令和９年度に稼働予定の新たなリサイクルプラザの整備に合わせまして、容器包装プラスチック・製品プラスチックの一括回収について詳細な検討を行うとともに新たに資源化できる品目がないか調査・研究を行い、実現可能性についても検討してまいりたいと考えております。

次に、「（６）事業系ごみの分別の徹底・資源化の推進」でございますが、基本方針１の「（８）事業ごみの排出指導の徹底」に基づき、延べ床面積１，０００平方メートル以上の事業用大規模建築物に対しましては、立入調査などを活用し、指導に合わせて雑がみや厨芥等の再生可能な品目について、民間事業者等を活用した資源化を促してまいります。

また、収集や焼却施設への自己搬入を行う事業者に対しましては、引き続き焼却施設であるクリーンセンター多摩川において搬入物検査を実施し、分別の徹底と資源化を促してまいります。

また、少量排出の事業者につきましては、引き続きルール違反で排出されるごみの取り残しを行うことで改善を求め、古紙類などを事業所自らが問屋に持ち込む取組や、商店街単位で古紙回収業者に委託し、資源化を行う取組を促してまいります。

それでは、続きまして９ページをご覧ください。ここからは基本方針の３つ目「安定的・効率的なごみ処理体制の確保」に入ります。

最初の施策につきましては、「（１）安全な収集運搬体制の確保」となっております。

ごみ・資源物の収集運搬においては、交通規制を遵守させ、事故や車両火災を起こさないよう指導を行ってまいります。

また、市民に対しましてもリチウムイオン電池など危険ごみの分別徹底を周知し、安全なごみ収集体制を確保してまいります。

次に、「(2) 適正な手数料の検討」ですが、こちらは現在審議会でご議論いただいている内容ではありますが、安定的なごみ処理体制の確保には、適正な手数料の検討が不可欠となっております。前回の審議会に引き続きまして、本日もご意見を伺いたいと思っております。

次に「(3) 収集運搬における環境負荷の低減」についてでございますが、国や都の脱炭素化に向けた動きに合わせて、収集運搬体制の効率化や低公害車の導入を継続し環境負荷の低減を図ります。

またICT等の活用によるさらなる効率化についても、先進事例を収集した上で検討していきたいと考えております。

続きまして、「(4) 資源物の持ち去り対策」についてでございます。定期的な持ち去り防止パトロール、持ち去り禁止注意看板の設置、回収車に市の許可を得ている旨を明示するなどの工夫を継続し、市民にも排出時間等の徹底を周知してまいります。

続きまして、「(5) 高齢者等の排出支援」についてでございますが、分別排出が困難となっている高齢者等の世帯を対象とした福祉シール制度というものを現在実施しておりますが、そちらを継続してまいりたいと考えております。

次に、「(6) クリーンセンター多摩川の安定操業」についてですが、クリーンセンター多摩川の運営は稲城市、狛江市、府中市、国立市の4市で共同する一部事務組合で行っております。今後も現行の処理体制を基本に中間処理を継続し、構成市として安定操業の働きかけを行ってまいります。

次に10ページをご覧ください。「(7) 府中市リサイクルプラザの安定操業と整備事業の推進」でございますが、施設の定期点検やメンテナンスを行い、安定操業に努めるとともに、令和9年度から稼働開始を目指す新たなリサイクルプラザの整備事業につきましては、計画策定等を順次進めてまいります。

また、処理の効率化や基本方針2の「(5) 製品プラスチック等の新たな品目の資源化の検討」でも触れましたが、プラスチックの一括回収を見据えた処理工程についても検討していきたいと考えております。

次に、「(8) 処理困難物等の適正処理の推進」についてでございます。国の指定や各種リサイクル法などにより本市では処理を行うことができない品目につきましては、

処理業者の紹介等により、引き続き排出者へ適正な排出・処理を促してまいります。

また同様に、本市で処理を行うことができないものが含まれる在宅医療廃棄物につきましては、対象を絞って効率的な情報伝達方法について、関係者と協議しつつ適正な排出方法等を周知してまいります。

次に、「（９）最終処分量ゼロの継続」についてでございます。中間処理後に発生する焼却灰等につきましては、東京たま広域資源循環組合のエコセメント化施設、不燃残渣につきましては、民間資源化施設における資源化を継続することで、今後も最終処分量ゼロの状態を維持してまいります。また、エコセメントの有効利用先の安定的な確保も図ってまいります。

次に、「（１０）不法投棄対策の推進」についてでございますが、不法投棄が多い地域につきましては地域住民や警察との連携強化により、迅速に情報が得られる体制とパトロールや警告看板設置等の対策を継続して行ってまいります。連携体制につきましては、関係機関、地域との連携をどのように図っていくかについても検討してまいります。

また、ごみ排出ルール徹底とマナー向上、ボランティアによる清掃の協力を呼びかけることで、不法投棄しにくい環境を地域全体で醸成していきたいと考えております。

最後に、「（１１）非常事態時における適正処理体制の確保」についてでございますが、令和２年１月に策定した府中市災害廃棄物処理計画、府中市災害廃棄物処理マニュアル、関連する協定等に基づき他自治体や関係団体との広域支援体制を維持し、相互支援・連携を図ってまいりたいと考えております。

また、災害発生時の実効性を高めるために、特に地域防災計画との役割分担に係る整合性や仮置場候補地等について詳細な検討を進めてまいります。施策体系についての話は以上になります。

続きまして、１１ページをご覧ください。こちらは「計画の推進体制」となっておりますが、図３－３に示させていただいているとおり、計画を推進するために、市民・事業者・市のそれぞれの取り組むべき内容と役割について記載をしております。

１２ページをお開きください。こちらは「PDCAによる計画推進」となっております。前回の第２回審議会におきまして、平成２９年度に策定した計画の施策について進捗・評価を説明させていただいたように、おおむね５年ごとに計画を改定していく中で、評価・検討・計画を行い、計画した各施策を実施するという流れができております。引き続きこのPDCAサイクルの流れを推進してまいりたいと考えております。

それでは続きまして、１３ページをお開きください。１３ページからは、第４章「生活排水処理基本計画」の内容について簡単にご説明をさせていただきます。こちらは一

般廃棄物処理計画のうち、長期の計画的な生活排水処理の推進を図るための基本方針を示す「生活排水処理基本計画」として位置づけるものになります。生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を同時に処理することが基本であり、公共下水道がその中心となっております。

本市では、下水道未整備区域はございませんが、下水道未接続の世帯に対する汲み取り処理が必要となっております。

15ページをお開きください。生活排水処理計画につきましては、仮設便所を除き100%水洗化を目指しております。計画でもその内容を記載するとともに、引き続き完全水洗化達成に向けて、非水洗化世帯への水洗化への切替えの呼びかけ等を継続して実施していきたいと考えております。

なお、13ページの表4-1、14ページの表4-2にありますように、くみ取り式を利用する一般世帯・人口が減少しており、汲み取り及び単独浄化槽からのし尿・浄化槽汚泥発生量も年々減少傾向で推移をしております。

第4章の内容は以上となります。

大変長くなりましたが、第3章のごみ処理基本計画施策体系の27施策と第4章の生活排水処理基本計画についてご説明をさせていただきました。これらの内容につきまして、ご意見をいただきたいと存じます。

事務局では、委員の皆様からいただいたご意見も反映させながら、素案の修正をしていきたいと考えておりますので、何とぞよろしく願いいたします。以上となります。

○会 長 ご説明、ありがとうございました。ただいま基本計画の素案の第3章の一部、後段と、それから第4章についてということでご紹介いただいております。

あまりなじみのない方がいるかと思いますが、第4章について、下水道というのは国土交通省管轄で、その流れでやられているのですが、そこに接続されていない昔ながらの汲み取り、単独浄化槽については廃棄物の分野で長らく扱ってきたということで計画にも入っているということでございます。

このあたりはあまりご意見などないかと思いますが、主には、今、第3章の部分、今後、府中市としてどういう風に施策として取り組んでいくかというところを、ぜひご議論いただければと思いますので、よろしく願いします。

まずは中身、質問もご意見も合わせて承りますが、ございましたらよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

○委 員 よろしく願いします。2点だけ質問なのですが、まず初め、5ページに食品ロスの削減の推進という部分で、生ごみを減らしていくためにという部分で食品ロス

の推進というのがあると思うのですが、持ち帰りを推進しようとする、容器包装プラスチックが増えると思うのです。その場合、優先されるのはどちらを削減していくことなのかというのが分からなくて。推進するのは持ち帰りで、かつ自分で容器を持ってくる、持参してくださいという持ち帰りなのかどっちなのかというのがちょっと分からなくてお伺いしたいと思いました。

もう1点質問として、6ページの7で、先ほども見学させていただきながら、ジモティとの連携を進めていच्छるということなのですが、ジモティになった理由というか、多分ほかにもいろいろフリーマーケットであったりとか、リユースの事業者があると思うのですが、ジモティになった特異な理由とかがあるのかなというのが、質問として知りたいなと思ったところなので、お答えいただける範囲で構いませんのでお伺いできるとうれしいです。

○会長 ありがとうございます。質問ということですが、事務局のほうから、食品ロスの持ち帰りで容器包装プラが増えないかということと、持ち帰る容器を持参するような取組まで含めてやっていくのかという関係。

それから2つ目が、ジモティをなぜ選んだのかというところですが、今すぐに回答できる範囲で回答いただいて、もし不足とか調べなければならぬところは、次回などで答えていただければと思います。よろしくお願ひします。

○事務局 まず、過去に食品ロスの削減の推進につきまして持ち帰り等、恐らくお店側が用意するプラで増えるのではないかと、そもそも食品ロスというのは家庭系ごみなどに含まれる、まだ食べられるようなものも含まれまして、それが主に国のほうで、農林水産省のほうで立法と言うのですかね、今のご質問に関しては販売業者さんのほうに強制というか、本来であれば、委員さんが言うように自分で用意したタッパと言って持ち帰ったりするのが普通だと多いのですが、そうでない人たちも多いので、それにつきましては、両方という考えになってしまうのですが、どうしてもプラを発生させないために、事業者の方への、そういった容器包装プラでの持ち帰りというのを規制するものでないと、今の段階では考えております。

また、次の質問のジモティなのですが、行政として参入といいますか、ジモティを利用するのを、今、武蔵野であったり、他には小金井市ですとか、いろいろ行政として、自治体として参加しているところでありまして、地域で根ざしたフリマアプリがジモティであるところもございまして、今年の令和4年1月に協定を結んで、令和3年度において17点、令和4年につきましては、月10点ぐらいのペースで販売させていただいているような状況でございます。

○事務局 すみません、少し補足だけさせていただきます。1点目の持ち帰りの部分についても、やはりプラの削減というのは同時に考えなければならないこと。諸外国ではドギーバッグという形で、持ち帰りがなじんでいる部分があるのですが、日本については、まだ衛生面での問題だとかもありますので、やっぱり少しずつの歩みになるのかなと思っております。

当然、市民、府中だけの話ではないかと思いますが、住民の方々が持ち帰るという行動が当たり前になってくるのであれば、まだいろいろな普及啓発の仕方もあるのですけれども、まだ、そこには大きな一歩が必要なのかなと思うので、まずは持ち帰る、大事にするというのを感じていただきたいというのが、我々が率直に思っていることでございます。

2点目のジモティの部分も、なぜジモティなのかというところなのですが、今、ジモティさんのほうが、各自治体さんとの連携が進んでいるところではあるのですが、本市といたしましては、地域の掲示板というのがジモティさんにもあって、やはり我々が活用させていただいている粗大ごみのインターネットを活用した販売なんかも、結局はこちらに取りに来ていただくという地域的な制限といいますか、当然遠方地からは来られない現状もありますし、来るとなると、そこまで来るのに車で来るとか、その距離が長くなればガソリンも使いますし、要は府中市で府中市民に還元することでいろいろな効果があるかなと考えておまして、そこに地域の掲示板というところで力を入れているジモティさんと、今回、協定を結んでいるところでございます。以上です。

○会長 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたように、市側の取組と事業者さんと関連するところがたくさんあるということだと思います。

表現とかももう少しこうしたほうがいいのかあれば、今日でなくても結構ですので、次々こんなふうに変えたほうがもっと分かりやすいというのがあれば、ご意見いただけるといいかなと思います。ありがとうございました。

それでは、そのほかいかがでしょうか。

○委員 この前、テレビを見ていたら生ごみの処理というか、学校給食の残渣を企業と連携してやるという話をちょっとテレビで見たのですけれども、府中市では、そういう学校給食の生ごみの残渣というのをやる企業と連携するところはないのでしょうか。

それともう1つは、生ごみ処理機が結構高いのですね。住宅でできるというのが、フランスのバッグみたいなので生ごみを処理できるみたいなのが出ていたのですけれども、あれはそんなに高いものではなかったもので、臭いもないと言っていたのですが、ごみ処理機よりは安くできるので普及ができるのではないかと思ったのですが、いかがでし

ようか。

○事務局 ありがとうございます。まず1点目の学校給食の残っているものについては、本市の給食センター、あと保育所なんかもそうなのですが、一括して集めて、今、八王子のほうにある生ごみの肥料化とか堆肥化を進めるような施設があるのですけれども、そちらのほうに搬入されておりますので、実際は焼却処分ではなくて資源化を図っている状況になってございます。

2点目の生ごみ処理機のバッグのようなものというものです。ちょっと商品名を言うこともできないのですけれども、ベランダなんかで、庭でも処理できる、処理機ではなくコンポストなのです。気軽におしゃれに堆肥化できるといったうたい文句だったと思いますけれども、そういったもので集合住宅にお住まいの方もベランダで気軽に行けるようものになっているのかなと思います。

本市では、生ごみ処理機の中にも、堆肥化容器という形で、いわゆるコンポストですけれども、補助制度を持っておりまして、特に今年度からはちょっと補助率も生ごみ処理機、機械式の物よりも堆肥化になるほうの補助率をちょっとよくしまして、機械式のほうは補助率2分の1補助、上限2万円とあるのですが、コンポストの場合は4分の3の補助率をつけさせていただいて、積極的にそれをご活用いただくようにPRしているところです。なかなかバッグは気軽にできるよというのはどうしても商品名になってしまうので、行政としてはなかなかしづらい部分もあるのですが、ぜひコンポストを使っていたきたいなというところで、今後もしっかり啓発していきたいと思っております。以上でございます。

○会長 ありがとうございます。今ご紹介いただいたように、市のほうでは、堆肥化、肥料にすると、資源化されているということと、コンポスト関係ですね、補助率を上げていますというご回答をいただきました。

○委員 私のほうも2点ご質問いたします。まずは、生ごみの発生抑制の確定でございますけれども、先ほども委員さんがおっしゃっていましたが、給食の生ごみを今回堆肥化しているというお話を聞いています。平成22年の頃、今から10年か12年前くらいは、南白糸台小学校に堆肥化の機械を置きまして、南白糸台小学校の給食の生ごみを、実際にどうなるかという実験をずっと進めてきた経緯があると思います。

そんな中で、もう一度考えていただきたいのは、ここで調布市がJR東日本と組んで生ごみの資源化をやるという話が最近テレビに出てまいりました。もともと十数年前、府中、それから調布、小金井さんと3市が二枚橋衛生組合という協同組合でごみ処理をしていました。その関係で調布と連携をして何とか生ごみの資源化ができないかという

ことも検討してきている過去の例を見てみていただくとあるかと思えます。

ですから、この中で、そういった形でやはり生ごみの資源化を目指していくという項目をぜひ入れていただきたいと思えます。ごみの半分は生ごみですよということをPRしている状況もありますので、ぜひ燃やさないで、あくまでも堆肥化していきなり資源化をしていくということ、もう一度考えていただければと思えます。

そして、さっき生ごみのコンポストのお話が出ましたけれども、地域の中ではコンポストを積極的にやっている方もおられます。こういったことをごみ新聞に載せていただくなり何なりしていただくと、非常にPRになるのかと思えます。

それから2点目が、8ページの5です。製品プラスチック等の新たな品目の資源化の検討ということが書いてございます。府中市は、平成22年2月2日に家庭ごみの戸別収集有料化ということをしたと思うのですが、その中で、なぜピンクの袋でごみの回収をしているのかというところが、市民の皆さんに通じているのかなと思うのです。要するに、ピンクの袋というのは、容器包装リサイクル法という法律に基づいて処理をしております。その場合に一番大きな問題というのは、ごみの収集・運搬をしてくるお金は市の予算ですけれども、そこから先、ベールを作った先は全て容器包装リサイクル協会、サントリーさんもお入りになっている容器包装リサイクル協会の負担でやっているということで、市のお金が一切かかっていないわけなのです。

そんな形で、ごみの処理経費を減らしていくという努力も府中市はやっているところを、ぜひ説明会のときなんかには、言っていただくといいのかなと思えます。

その中で製品プラスチックの検討ということが出ていますけれども、製品プラスチックというのはプラスチックリサイクル法の中では、やはり拡大生産者責任に基づく、今言った容器包装リサイクル協会と同じ考え方でやっていけるのか、そうではなくて、それはあくまでも製品プラスチックは相変わらず資源化まで含めて、自治体の負担でやるのか、その辺をちょっと教えてほしいなと思ったのです。以上です。

○会長 ありがとうございます。大きくは生ごみ資源化を進めるということ、明記しなさいというご意見だったかなと思えます。

それから、プラの関係ですね、もう少し周知をしてみてはどうかということ、質問自体は製品プラのコストについての質問だったかと思えます。もしできる範囲で回答をいただければと思えます。

○事務局 過去の本市の事業のお知らせをいただいてありがとうございます。委員がおっしゃったように、平成22年に生ごみ資源循環型モデル事業というものを、22年から26年、ちょっと形を変えた形で27年、28年と7年くらいかけてやっていた事業

がございました。

この内容をやってみた結果としては、問題がちょっと生じてしまう部分が当時はあって、その時点では、なかなか大きく生ごみ処理の資源化を図るにはまだ少し課題があるよねといったところで、そのタイミングで、本市については、生ごみについてはできれば家庭の中で資源化、減量化して進めよう、それを一括して生ごみを集めて資源にするのではなくて、各家庭でやってもらおうという取組に切り替えたのです。それから、生ごみの処理機器の補助、補助金という形で移行していったというのが経過でございます。

当時の考え方でそうしてきた経過があります。ただ委員がおっしゃるように、時代も変わってきて、また技術なんかも変わってきて、いろいろ取組をやられる民間企業も増えてきて、そういったところも踏まえて考えると、もう一度立ち返って考えてみるというのは貴重なご意見かなと思いますので、そういったところをどういう記載ができるか、現実的にできるかということ、事務局でまた検討させていただきたいと考えています。

○事務局 よろしいですか。引き続き製品プラスチックのことについてお答えさせていただきます。

本市のプラスチック資源循環促進法に対する考え方といたしましては、令和9年に稼働を予定していますリサイクルプラザの新施設において、容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて一括収集したものをリサイクルしていくことで、現時点では検討しております。

そのリサイクル方法としましては、現時点では、容器包装リサイクルルートに容器包装プラも製品プラも合わせたものを乗せてリサイクルと想定しております。

今現在でも容器包装リサイクルプラスチックについては容器包装リサイクル法にのった形で処理をしております、再商品化の負担、再商品化の費用も一部は市町村負担ということでリサイクル費用を負担しております。

製品プラスチックも合わせて容器包装リサイクルルートに乗せた場合、どこまで市町村が再商品化を負担するかというのは、容器包装プラスチックと製品プラスチックの割合で案分して負担していくのではないかとということで、ちょっと今、情報収集しているところでございますが、現段階の考えといたしましては、そういった方向で取り組んでいこうと考えてございます。以上です。

○会長 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○委員 そういった部分もありまして、先ほど国なり東京都のほうに要望するとなり

ましたけれども、そういったことも、もし要望できれば要望していただきたい、ほかの市とも連携してやっていければいいのかなと思います。

○会 長 ありがとうございます。そのほか、いかがでしょうか。

○委 員 先ほどの生ごみ処理機のことなのですけれども、先日、電気屋さんで購入しにいった際、あまりの値段の高さに結局購入を諦めて帰ってきてしまいました。今、こちら貸し出し用を行うということは大変すばらしいシステムだと思うのです。これをどう皆さんに周知していかれるのかというアイデアと、やはり現在の広報とかホームページだけですと、知らないというかあまり興味を持ってご覧になっていない方がたくさんいらっしゃる、ごみ処理機に興味を持ちながらも、このようなシステムがあったら、より皆さん、検討を積極的に考えると思うのですが、周知の仕方ということでは、今後どのようにお考えかをお聞かせ願いたいと思います。

○会 長 ありがとうございます。方針について一言回答をお願いいたします。

○事務局 生ごみ処理機の貸出しの周知ということなのですが、ホームページと広報以外ということで、そのほかの周知方法として、市のほうでツイッター、リサちゃんツイッターというデジタル的に、いろいろなごみの分別を含めて皆様に周知をしているツイッターがあるので、そのほかにつきましても、市役所ですと大体ごみ新聞という紙媒体のものになってしまうのですが、今、コロナ禍で各イベントがございますので、イベント時にそういった形でチラシのほうで周知を考えております。

また、市内にはごみ対策推進委員の方も、今現在800名弱、750名くらいおりますので、その方たちを通して制度の利用等を促していくような形でございます。以上でございます。

○事務局 それと、やはりターゲットを絞るのも必要なことかなと思ひまして、現在、「府中のごみ」というごみの情報紙というものを年2回全戸配布させていただいております。

どうしてもごみというのは、どの世代、どの構成世帯のところでも必要な作業といえますか、必ずごみが今現在のところでは出てきてしまう部分なので、全戸配布をさせていただいているのですが、ただ実態としては、情報を欲していない人からすると、紙媒体がそのまま資源物に入れられてしまうような現実も多分あるのだろうなというのは受け入れているところでございます。

そういった意味では、その情報、要は、委員は購入を考えて電気屋さんに行って、そこで値段を見てまたお戻りになられたというお話なのですが、そういったところに、そういう情報を、要はターゲットとすれば、生ごみ処理機を買おうと検討をされている方

に対しての周知というものができるのであれば、貸出しも、もう少し件数が増えてくるかなと思っています。

今は、そこがどういう方法でできるのかなと。店舗さんに市の貸出事業の話をする、変な話、販売がちょっと薄くなってしまうので、それでもご協力いただけるかどうかというのはあります。今までやってきたことではないので、今後としては、やはりターゲット層を絞った周知、それに合わせたツールの導入を考える必要があるかなと。そうしなければ、やっぱり一方的にこちらから発信するだけになってしまうので、そういったところを少し考えていきたいと思っています。

○事務局 私の方で補足させていただきたいのは、生ごみ処理機の貸出事業も実際にやっているのですけれども、委員がおっしゃったとおり、確かに高額なので買う前に1回試してみる、どんなものか経験してみるというレベルのもので、貸出期間は1か月程度のもので、市が用意したものを、市民の皆様がずっと利用していただくために貸し出しをしているのではなくて、本当にどんなものか経験していただくための貸出事業となっております。

○会長 短めをお願いします。大分時間がなくなってきているので。

○委員 集合住宅の生ごみ処理の関係で、過去何か所か実際にやってきたのですが、集合住宅向けの生ごみ処理機ということでは、今はそのような状況のものがあるのか、その辺をちょっと知りたいなと思ったのですが。

○会長 ありがとうございます。何か情報をお持ちでしたらお願いします。

○事務局 ありがとうございます。すみません、私、個人的には現物を見たことがないので、リアルにちょっとお伝えできないのですが、実際には他市さん、小金井市さんなんかは、確か集合住宅向けの生ごみ処理機の補助金をやっていたのではないかと。ちょっとすみません、情報として確実かどうかは分かりませんが、そういったところの情報を他市連携の中で聞きながら、その効果も聞いて考えていく必要もあるのかなと思っています。

○会長 ありがとうございます。いろいろ情報収集はさせていただいて、皆様に、次の会議で紹介していただくという形で進めたいと思います。ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。

○委員 時間がないので少しだけ。非常事態における適正処理体制の確保について、10ページの11番ですが。災害廃棄物、多分水害で流れたものとか、地震で倒壊したものとか、いろいろだと思うのですが、今ちょっと自治会の連合会に問い合わせが来ているのが、震度6弱以上が来たときにトイレを使うなということで、簡易トイレだと

かを用意しなさいと。水洗では一切流さない。それを水が流れる流れない、ライフラインが止まっている止まってないにもかかわらず、取りあえずはビニール袋に入れて置いておくと。それでゴーが出たら、一応基本的にはごみとして出す話の方向なのです。うまくいけばトイレに流してもいいのですけど。これが戸建ても含めてということなのですけれども、この処理については、非常事態のときにどうなのかというのが1つお聞きしたいこと。

あと、委員さんも言っていたのですけれども、プラの包装用ビニール、ルールがやっぱり少しずつ動いている感じがするのです。お弁当箱でもご飯粒が残っていたら駄目、燃えるごみに出してねと変わったのは知っているのですけれども、知っている人は割と少なく、みんなご飯粒がついているから、洗わずに全部そっちへ持って行ったとか、汚れが落ちないからこっち、普通にどちらに捨てても構わないくらいの感覚なのですが、包装用で出してくれたほうが負担が少ないわけですから、そちらに行くために、緑の箱、オレンジがなくなった後のごみの分別の経緯があると思うのです。

例えばペットボトルであればキャップは捨ててはいけなかったのだけれども、このキャップの行き先は包装用に変ったのですよね。違っていたら言ってください。昔は駄目と言っていたのが、今はよくなったような気がするのですが。そんな話だったりを、もうちょっと一回整理してもらってみんなに教えてもらおうと、そうなのだということがはっきり見えるかなと。特にごみ減量推進委員の人たちもよく理解していないところでは。

あと処理が終わったエコセメントも、今後継続して使うところを探していきますみたいなことが書いてあるのですが、現実的にエコセメントは、もう埋め立てが無理なので、その技術ができたことにより掘り返して埋立地も広がっていると聞いてはいるのですが。南口の開発のときにインターロッキングのタイルができたときに、あれはエコセメントでやったという話は聞いているのだけれども、それも手形を入れたとか名前を入れたとかいろいろあるのですが。エコセメントを使って焼いたものが製品として出てくるのか、水に混ぜて砂に混ぜればセメントになるのか、ちょっとエコセメント自体もよく理解ができていないので、ちょっと3点になってしまいましたけれども、よろしくお願ひします。

○会 長 ありがとうございます。3点目は今日の時間だと説明しきれないので、ちょっと準備をしていただいて、資料として次回以降でということ。1番目、2番目については、少し簡潔にお願いいたします。

○事務局 指導係長の土橋と申します。1点目の災害時のし尿の処理の簡易トイレの処

分というところがございますが、計画上は可燃ごみというか燃やす処理で、クリーンセンター多摩川、多摩川衛生組合のほうで処分をするという計画を立てております。

実際に市民の方が簡易トイレを使った後、どのように排出するか、それを市のほうでどのように収集するか、まだ具体的にそこまで決まっていませんけれども、基本的には、簡易トイレだけを集めていただいて、ビニールに入れて出していただくこととなります。

他市の情報を聞くと、簡易トイレだけだと燃えにくいので、できれば新聞紙等をそこに混ぜていただいて、少しでも燃えやすい環境を作った上で一緒に出していただくという取組をしているという自治体もありますので、今後、起こってからお知らせでは、おっしゃるとおり遅いと思いますので、事前にこういう災害が起こってそういう状況になったときには、簡易トイレはこういう形で排出してくださいねというアナウンスについては、しっかりこちらから市としてもお知らせしていく必要があるかなと考えております。

○会 長 プラの汚れに応じた分別の区分について、時間が取れそうなら簡単をお願いします。

○事務局 すみません、ちょっとこれの審議事項になるか分からないのですが、プラにつきましては、平成22年のごみ改革のときに、容器包装プラスチックという新しい品目を作りまして、ただ汚れたプラスチックについては、その当時は、燃やさないごみとして出してくださいというお願いをしておりました。

そのほうが分別の分かりやすさがあるのではないかとということでそういう分別をしていたのですが、結局、汚れたプラスチック、燃やさないごみに入れられても、こちらの施設で分別して燃やすごみとして、多摩川衛生組合に不燃残渣として焼却処分することになってしまうので、衛生的に考えても、汚れている、要は食べ物がついているプラスチックについては燃やすごみとしてくださいと途中で変更をさせていただいた経緯がございます。

ペットボトルのキャップにつきましては、平成22年の容器包装プラスチックという品目を作ったときから、ペットボトルのキャップとラベルについては容器包装、ピンクのごみとして出してくださいと、ペットボトルはペットボトルとして出してくださいというお願いをしていたところでございます。以上です。

○会 長 ありがとうございます。また、何かあれば個別にということ。そのほか、いかがでしょうか。

よろしければ、もう1つ課題が残っておりまして、あと15分でできるかどうか分からないのですが、申し訳ありませんが、それでは、一旦先に進ませていただきたいと思います

います。それでは、資料の2番について、処理手数料の関係ですね、前回に引き続いてですけれども説明をお願いいたします。

【廃棄物処理手数料に係る方向性について】

○事務局 それでは、次第2の(2)「廃棄物処理手数料に係る方向性」について、ご説明をさせていただきます。

お手元の資料2をご覧ください。まず、前回第2回の審議会におきまして、今後の家庭廃棄物処理手数料に係る論点につきまして、ご説明をさせていただきました。

その中で、ご質問とご意見等をいただいておりますが、こちらの回答につきましては、資料2-1ページから3ページまでにまとめさせていただきました。

本日、ちょっと時間の都合もございますので、個別の説明については省略させていただきますが、内容に関しまして追加でご意見などがありましたら、事務局までご連絡をいただけますよう、お願いいたします。

それでは4ページをお開きください。前回、第2回審議会資料で家庭廃棄物処理手数料に係る方向性の論点について掲載させていただきましたが、その内容を再度掲載させていただきます。多摩川衛生組合に関する部分などを一部追記させていただきました。

なお、前回の第2回審議会におきましては、委員より現行手数料の維持については妥当ではないかのご意見が出ておりました。料金改定につきましては、財源面、排出者責任、公平性の観点など多面的に検討する必要がありますので、皆様のご意見を幅広く伺いたいと考えております。ちょっとお時間は短くなってしまいますのですけれども、ご意見をいただければと思っております。ご意見をお伺いする前に、一部手数料にも関わりのあるプラスチックごみ一括回収の対応について、ご説明をさせていただきます。

5ページをご確認ください。こちら、先ほど来、何度かご説明をさせていただいておりますが、令和9年度に稼働予定の新しいリサイクルプラザにおきましては、容器包装プラスチックとそれ以外のプラスチック製品の一括回収による収集、処理を開始する予定となっております。

現状、容器包装プラスチックはピンク色の指定袋で収集をしており、それ以外の製品プラスチックは、燃やさないごみとしてオレンジ色の指定袋で収集をしておりますが、この新しいリサイクルプラザ稼働後につきましては、この容器包装プラスチックの袋を、手数料は現行を維持したまま、プラスチックの一括回収袋に改めることを想定しております。

その場合、今まで燃やさないごみとして排出をされていた部分が、この新しいプラス

チックの袋で排出できるようになります。

本市では、容器包装プラスチックの袋は、燃やさないごみの袋の半額の負担で済むような手数料設定になっておりますので、分別をきちんと行う市民につきましては、実質的な値下げの効果が生じることになると考えております。

資料2の説明については以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○会 長 ありがとうございます。それでは、ただいまご紹介をいただきました4ページ辺りの内容について、ご意見を伺いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委 員 3ページのところです。第2回審議会での意見ということでおまとめいただきましたが、4ポツありまして、3つ目の「一方、値上げについては」というところです。「業者の負担が増加していること」、これだと意味が通じないかなと思います。この業者の負担額というところを、真意としては次のように変えていただきたいと思えます。「ごみ処理経費に対する手数料収入の割合が増加していること」、これだったらいいかなと。よろしくお願いいたします。

○会 長 修正とご意見ということで承りよろしいでしょうか。ありがとうございます。そのような形で修正をお願いいたします。

それでは、そのほかご意見いかがでしょうか。主には、前回ご紹介いただきましたように手数料を、多摩地域では平均的な値になっているものですので、今後どうしたらいいのかということでご意見をいただきたいということであったかと思えます。いかがでしょうか。

○委 員 家庭ごみの有料化ということを進めるに当たって一番考えたことは、当時の人たちが考えたことは、これは説明会のときによく聞いた話なのですけれども、ごみの減量を進めるために、要するに無料だと何でもかんでも捨ててしまうから、ごみの減量を進めるために最低限のお金を取って進めていくと考えています。だから、一番大きいのは、減量をやるに値するためにカテゴリーとかを決めてきたということがありますので、この辺のところをしっかりと考えながら進めていかないといけないのかなと私は思っています。

○会 長 ありがとうございます。最低限の価格をきちんと維持したほうがいいというご意見だったと思います。そのほかいかがでしょうか。

補足というか先ほどご紹介いただいたように、すぐではないのですけれども、今後、製品プラ、今まで燃えないごみに出していたものがプラスチックに入ってくると、実質ごみに係る手数料が、ご家庭でお支払いになる手数料が少なくなるという可能性があるかと

ご紹介がございました。

いかがでしょうか。前回もご紹介いただいたように、妥当な金額ではないかというご意見が多かったように思います。

一般論として、全国的にも多摩地区はやや高めではあると思います。ただ、その分非常に環境に配慮して、市民も積極的な関与というのを、全国区ではかなり高いレベルで進んでいるという状況ですし、ここ府中市においても各課で丁寧にごみ処理事業、それから資源化をかなり積極的にやってきている。当然予算がなければ何もできないというところで、手数料としての収入も重要であるかと思えます。

○委員 すみません、特に意見というよりも、一市民の声として聞いていただければと思って共有までなのですが。恥ずかしながら、私、子どもが生まれるまであまり分別についてちゃんと意識もなく、府中市に長く住んでいくという意識も子どもが生まれたことで芽生えて、そこからきちんと分別をするようになりました。

分別をきちんとすると、今までやっぱり燃やすごみになっていた雑がみが別に出せるようになったりとか、段ボールとかも少し燃やすごみに入れてしまっていたりということがあったので、費用として大きくかかっていたのですが、正しく分別をすると、それだけで燃やすごみにかかっていた費用が家庭の中で減ったなという意識になりました。容器包装プラスチックの扱う範囲が増えることで、実質的な値下げになるというのは確かにそうだなと思うのと、きちんと分別するという意識であったり、それが広がっていくことで値下げになっていくものだと思うので、市民としても、身近にいる人にはもっと分別について伝えていきたいと思っていますし、それが広まっていくことで実質的な値下げになるなという実感も持っています。

○会長 ありがとうございます。大変貴重な意見だと思います。体験も交えてご意見をいただいたのですが、本当にそのとおりで、やっぱり知らないことで損をする世界が世の中にいろいろあるのですけれども、その1つといえるかもしれません。

○委員 製品プラスチックと容器包装プラスチックの関係では、市民の皆さんから、何で同じプラスチックなのに分けないといけないのということをずっと言われ続けていたので、私も何名かから聞いているのですけれども、それがこうやって一括で出来るよう頑張るといのはすごいこと、すばらしいことだと思います。市民の人たちがプラスチックを今後ピンクの袋に入れられるのだということが分かるということは、物すごいことで、これで自分の地域の人たちに、今度こういうことができるのだと言えることはすばらしいことだと思います。ぜひ積極的に進めていただきたいと思います。

○会長 ありがとうございます。もしよろしければ、そろそろ、時間となっている

のですが、よろしいでしょうか、ご意見等関連するところがございましたら。

○委員 すみません、お時間なので手短に。新リサイクルプラザが稼働になったらというところで、容器包装プラと製品プラが一緒という最後の資料なのですけれども、先ほどの工場見学の中で、恐らく26万人都市の府中市としてのプラスチックあるいは容器包装プラと一緒にしたものを手選別で分けるに当たっては、今の選別のラインだとかかなり厳しいのかなと、私どもふだんごみ収集をやっている立場からすると、そのように感じましたので、ぜひ、新リサイクルプラザを作るときに当たってはその辺のことをご理解いただいて、選別しやすいような工場を作っていただければと思います。よろしくをお願いします。

○会長 ありがとうございます。今日は施設も見せていただきました。かなり大変そうな状況にあると。ちょっと他市のところを見たことがありますけれども、若干やっぱり施設としては古くて、改善しなければいけない部分があるのですが、見学でご紹介があったように、新施設では十分にこの辺り検討していただけるのではないかと思います。非常に貴重な意見をありがとうございました。

それでは、いかがでしょうか。この辺りでよろしければ、今回については終了とさせていただければと思っております。あと、まだお気づきの点とか細かな点がありましたら、ぜひぜひ積極的に事務局等にお知らせいただければと思います。表現とか文章の構成とかについても細かなところのご意見が出てくるかと思っておりますので、ぜひぜひよろしくお願いたします。

それでは、2「諮問事項について」はこれで終了させていただきたいと思えます。

「その他」、3番になりますけれども、事務局から何かございますでしょうか。

【その他】

○事務局 それでは、事務局から1点だけ。次回、第4回審議会の実施日程ですが、こちらは、来月8月22日月曜日の実施を予定しております。開催場所、日時、場所は府中市役所本庁舎のほうに戻りますが、日時に関しましては改めてご連絡をさせていただきます。

○会長 ありがとうございます。それでは、これで本日の議題は全て終了いたしました。活発なご意見本当にありがとうございました。

それでは次回、引き続き府中市一般廃棄物処理基本計画につきまして議論をしていきたいと思えます。

事務局は、資料の事前送付、こちらのほうをよろしくお願いたします。委員の方も

事前に少しお目通しをいただいて参加いただければと思っています。

それでは、ありがとうございました。本日はこれで閉会することといたします。

午後0時1分開会